

1人1台学習用端末の購入等について（お願い）

令和3年6月3日
鳥取商業高等学校

本校では、令和3年度入学生から下記のとおり入学時に学習用端末を生徒（保護者等）の負担で購入していただき、1人1台端末の環境における教育活動を展開することとしておりますので、御理解と御協力をお願いします。

記

1 購入端末

- (1) 端末は、学校が指定する「Chromebook」（Google 提供の Chrome OS 搭載 PC）
- (2) 販売価格は、税込 47,850 円。

2 購入方法（⇒「Chromebook 購入申込のご案内」を参照）

- (1) 専用開設された EC サイトにスマートフォンや PC からアクセスし、各自で必要事項を入力して申し込む。
（※インターネットに接続する端末がない場合は、ご相談ください。）
- (2) 支払方法は、「銀行振込（一括）」、「クレジットカード（分割可）」、「コンビニ決済（一括）」、のうち、いずれかを選択。
- (3) 申込期間は、令和3年6月7日（月）から令和3年6月14日（月）
- (4) 支払期限は、令和3年6月15日（火）
- (5) 購入端末は、準備が整い次第、学校で交付。（6月下旬予定）

3 購入が困難な場合の支援

- (1) 「高校生等奨学給付金」受給世帯（令和3年度県民税及び市町村民税所得割額非課税世帯又は生活保護法による生業扶助受給世帯）に該当する場合は、希望により学校が購入する端末を卒業まで借用できます。
⇒（1）に該当する可能性があり、端末の借用を希望する場合は、担任に申し出て「学習用端末借用予約申込書」を令和3年6月14日（月）までに学校に提出してください。
- (2) 「鳥取県育英奨学資金」の御案内
⇒学校事務室または鳥取県教育委員会事務局人権教育課育英奨学室（電話 0857-29-7145）に御相談ください。

4 保護者の方へのお願い

- (1) 学習課題や連絡等について学校から生徒の各端末へ配信するため、各家庭等でも通信ができるよう Wi-Fi 等のネットワーク環境を整備して下さるよう御協力をお願いします。
- (2) 視力低下等、長時間の使用は身体的な影響が懸念されるため、家庭においても御配慮をお願いします。

5 その他

「鳥取県教育委員会チラシ（活用場面、Q&A等）」を参照

ご不明な点、お困りのことがありましたら、学校に御相談ください。